



原議

19年3月2日

通郵第275號

發送	校合	淨書
----	----	----

大臣 總裁

次官

局長

局長

局長

課長

課長

課長

第一課 第二課 第三課

地方

年一

通信官著ニ於ケル休日休暇日ノ
事務取扱時間ニ關スル件

案ノ一 告示

めくれず

逓信院告示第九十一號

昭和十八年七月逓信省告示第七百八十五號(中左)逓改止シ昭和十九年三月五日ヨリゾヲ施行セリ

昭和十九年三月之日

逓信院 總 敷

一、郵便事務、取扱時間、備中普通郵便局及特定郵便局中郵便物、集配事務ヲ取扱フ郵便局、項「休日及休業日」ヲ「休日(祭日及祝日)」ニ改ム

一、郵便局等、郵便貯金其、他各種場合交換ノ辦法ヲ左ノ如クスル

郵便貯金、
郵便局等、
他各種場合
交換

郵便物(特定郵便局ニシテ) 郵便貯金(郵便局) 郵便物(郵便局) 郵便貯金(郵便局) 郵便物(郵便局) 郵便貯金(郵便局)	郵便物(郵便局) 郵便貯金(郵便局) 郵便物(郵便局) 郵便貯金(郵便局)
四月一日ヨリ 十一月三十一日迄	四月一日ヨリ 十一月三十一日迄
午前八時ヨリ 午後四時迄	午前八時ヨリ 午後四時迄
休日(祭日及祝日) 且ハ取扱ヲ為サズ	休日(祭日及祝日) 且ハ取扱ヲ為サズ

十一月一日ヨリ
年三月三十一日迄
午前九時ヨリ
午後四時迄
休日(祭日及祝日)
且ハ取扱ヲ為サズ

案ノ二 告示

逓信院告示第九十二號

昭和十八年^四月逓信省告示第三十三号中左ノ逓改正シ昭和十九年

三月五日ヨリ^フヲ施行セリ

昭和十九年三月^之日

逓信院 總裁

一、一 中郵便物ノ集配事務ヲ取扱フ郵便局ノ項ノ「休日及休暇日」ヲ

「休日（祭日及祝日）」ニ改ム

一、四 左ノ如ク改ム

(共8號)

一、四 逓信官署ニ於ケル郵便爲替、郵便貯金其ノ他各種現金受拂

郵便物ノ集配事務ヲ取扱フ郵便局

午前九時ヨリ午後四時迄

郵便物ノ集配事務ヲ取扱ハサル郵便局

午前九時ヨリ午後四時迄

備考

シテ郵便局ニ於テ取扱ラザル郵便物ノ集配事務ヲ取扱ハサル郵便局ニ於テガ取扱ラザル等

「休日（祭日及祝日）」ハ之ガ取扱ヲ爲サス

「十二月二十九日ヨリ同三十一日ニ至ル間ハ休日及休暇日ト

雖七休日及休暇日ニ非サル日ノ取扱時間ニ依ル

「逓信局長ニ於テ取扱時間ヲ延伸若ハ短縮シ又ハ休日ニ於テ

25/

取扱ヲ為シ若ハ休暇日等ニ於テ取扱ヲ為ササルトキハ別ニ

之ヲ公示ス

案ノ三 電 報

各 遊 信 局 宛

官廳ニ於ケル日曜日事務ニ對シテ迎信官者ニ於ケル日曜日ノ事務取扱
時間ハ下記ノ通り改正セフレタルニ付一三月之ニ日全額拘載一了知可然
取計相成度向毎日曜日ニ休暇ヲ附與シアリタルモノニ對スル休暇ハ二週

(共ニ號)

間ニ一四日曜日ニ交代シ之ヲ附與スルコト

業 務 局
貯 金 保 險 局

記

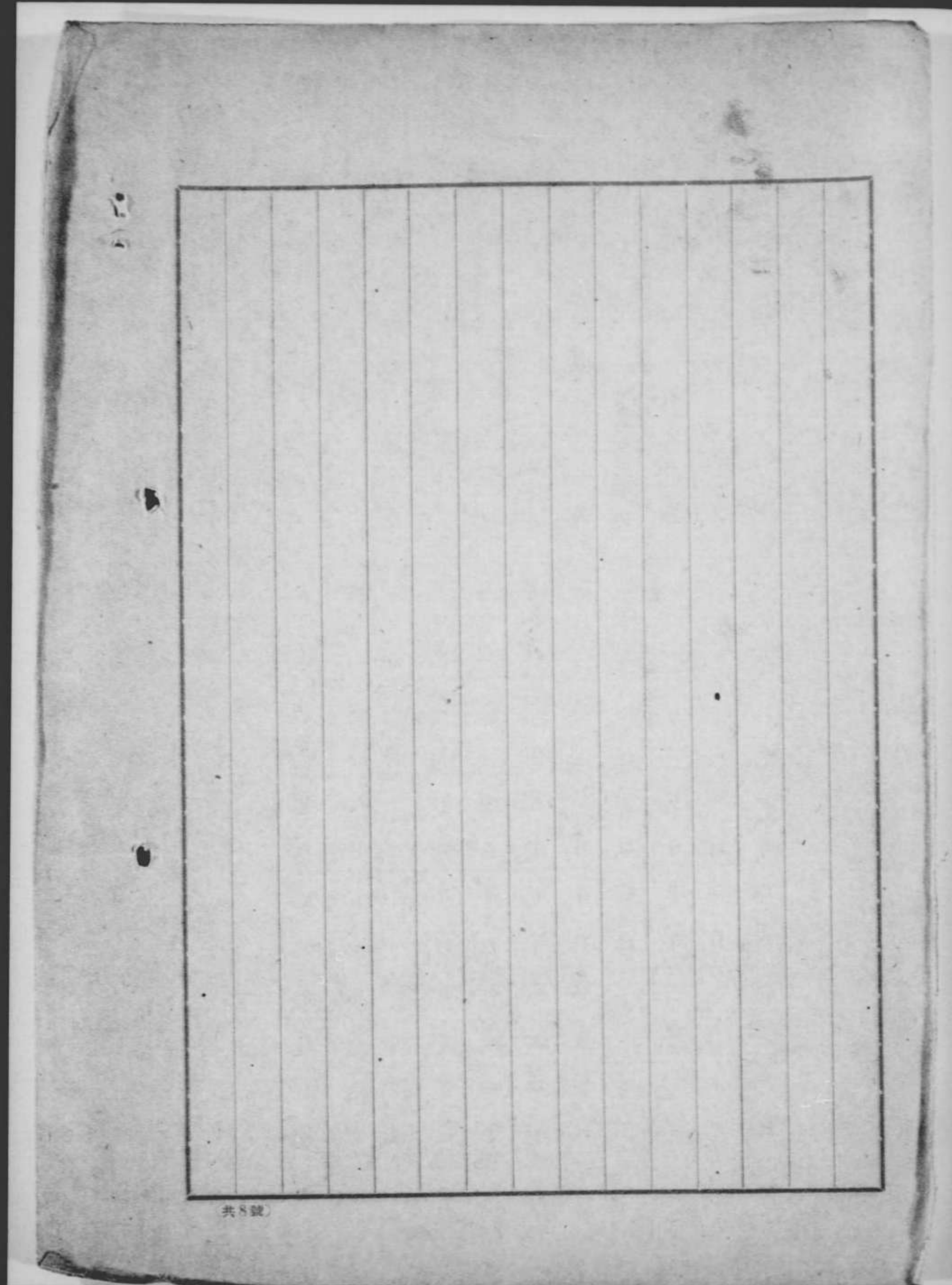
一、郵便事務中普通局及集配特定局ハ平日ノ時間ニ依ル

二、為替貯金等ノ事務中集配特定局ハ正午迄、其ノ他ハ平日ノ時間ニ

依ル

一、郵便事務中集配局ハ平日ノ時間ニ依ル

後原以外宛



共 8 號